

唐津市長 峰達郎から、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4
において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、唐津市営土地改良事業（農
地耕作条件改善事業）黒岩地区の換地処分を令和 5 年 8 月 30 日行った旨届出が
あった。

令和 5 年 10 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義